

仕様書

1 業務名

題箋ケース作製業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務概要

美術作品等の題箋（作者名・作品名・制作年代等のデータを印刷したカード。以下「題箋」という。）を展示室の床面または壁面に掲示するためのアクリル樹脂製ケースを作製する。

4 業務詳細

(1) 作製品目

種別	サイズ（外寸）	数量
(A) A6判題箋ケース 置型 (h220)	縦330mm程度×横155mm×奥行70mm程度	50枚
(B) A6判題箋ケース 置型 (h150)	縦260mm程度×横155mm×奥行70mm程度	50枚
(C) A5判題箋ケース 置型 (h220)	縦370mm程度×横216mm×奥行100mm程度	50枚
(D) A6判題箋ケース 壁付型	縦115mm程度×横155mm	200枚
(E) A5判題箋ケース 壁付型	縦160mm程度×横216mm	70枚

(2) 加工方法

(A)、(B)及び(C)は厚さ3~4mm程度、(C)及び(D)は厚さ2mm程度のアクリル板を重ね、ポケット状になる部分にA5判またはA6判の題箋を挟み込むことができる形状とする。※詳細は別添の図を参照のこと。

(3) 試作品による確認

作製に当たっては、試作品をもって美術館の確認を受けること。本仕様書内に示す事項のうち、試作により変更が必要となったものについては、双方合意のうえで変更することとする。

(4) その他

必要に応じてこの仕様書に示されたものと異なる方法・材質を選択することも可とするが、その場合は、美術館と詳細を協議の上、決定すること。

5 納品期限

令和8年3月31日（火）

6 納品場所

下関市立美術館（下関市長府黒門東町1-1）

7 提出物

受託者は、全ての業務の実施を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を美術館に提出すること。

8 検査

- (1) 成果報告書を受理したときは、速やかに業務の成果について検査を行うものとする。
- (2) 業務の成果が検査に合格しなかったときは、指定する期間内に指示に基づいてこれを補正すること。この場合においては、成果報告書の再提出により検査を行うものとする。
- (3) 検査及び補正に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

9 支払方法

受託者は、業務の成果が検査に合格したときは、委託料を下関市に請求するものとし、下関市は受託者が提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に受託者に支払うものとする。

10 その他

- (1) しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙2特記仕様書（環境編簡易）のとおりとする。
- (2) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項のとおりとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び業務に関して疑義が生じた場合は、下関市と受託者で協議の上、決定する。

以上